

6-2

サプライチェーンマネジメント

世界中の取引先様と共に持続可能な調達に向けた取り組みを推進。

基本方針

当社グループは、グローバル市場における事業継続と持続可能な価値創造を見据えて、サプライチェーンマネジメント(SCM)の強化を図っています。また当社グループは「朝日インテックグループ調達方針」を定め、法令・社会規範遵守の強化に取り組んでおり、これまでに築いてきた取引先様とのパートナーシップを大切にし、公平、公正かつ透明な取引に基づく、更なる関係強化を目指しています。

当社グループは、「Only One」技術や「Number One」製品を世界に提供し続けることにより、質の高い医療の安定提供という社会的責任の一端を担っています。この役割を果たすため「朝日インテック購買管理規則」に基づき、世界中の取引先様と共に、持続可能な調達を目指した取り組みを行っています。



①朝日インテックグループ調達方針

朝日インテックグループは、サプライヤーとのパートナーシップを大切に、グローバル市場において優れた製品を提供し続けるために、2024年8月に「朝日インテックグループ調達方針」を取締役会の承認を経て改定し、サプライヤーへの具体的なお願い事項を記した「サプライヤーさまへのお願い」と併せてホームページ上に公開しています。

当社グループはサプライヤーと共同で、サプライチェーン全体でのサステナビリティ課題の解決に取り組んでまいります。

「朝日インテックグループ調達方針」および「サプライヤーさまへのお願い」の詳細は当社ホームページをご参照ください。

朝日インテックグループ調達方針

サプライヤーさまへのお願い



②サプライヤーへの方針の共有・説明

取引先様に対しては、品質管理はもとより、法令・社会規範の遵守、公平・公正な取引などのお願いを行っています。新規サプライヤー選定にあたってはこれらの対応状況を選定基準の一部としています。

また、主要取引先様には、確実な供給体制を構築していただくため、短期の調達情報を毎月開示し、また中長期の調達情報については必要に応じて各取引先様に情報を開示し、納入品の安定供給に努めています。

<主なお願い項目>

- 法令・社会規範(児童労働・強制労働の禁止などの人権尊重、腐敗の防止など)の遵守
- 健全な経営体制と公正な企業活動
- 品質や安全性の確保と安定供給体制
- 指定納期の遵守、適正な価格等



6-2 サプライチェーンマネジメント

③サプライヤーへのアンケート・監査

医療現場から求められている品質や安定供給の実現に向けて、主要取引先様には「フォーキャスト(安定供給)に関するアンケート」を定期的を実施しています。また、2022年6月期からは、当該アンケートに法令・社会規範の遵守／環境配慮に関する項目を新たに追加いたしました。当社グループは、企業行動憲章に掲げている通り、強制労働・児童労働の防止などの人権に配慮した事業活動および環境に配慮した事業活動に取り組んでおり、取引先様とのやり取りを通じて、当社グループの生産・調達に関する方針を取引先様にもご理解いただけるよう努めています。

取引先様には当社グループへの納入部材に対する生産計画や品質管理状況を調査させていただいた上で、リスク等が生じた場合には監査等にもご協力いただいています。

また、購買管理規則に基づき、品質に関する重要な部材を製造する取引先様への現場監査を定期的かつ計画的に実施しています。現場監査では、品質管理システムおよび製品品質の二つの側面から実施し、規程・基準書の内容、品質管理体制と品質検査工程、不具合の頻度や対応状況、さらに予防措置対応などを具体的に確認させていただいています。

④調達のBCP（事業継続計画）

貴重な金属や試薬などを数多く調達している当社グループでは、大規模災害やパンデミック発生時にもお客様への安定供給が行えるよう調達のBCP(事業継続計画)にも力を入れています。品目ごとに複数の調達先を設定した複数購買、さらに複数購買が困難な材料やリスクが大きい部材については内製化を進めるなど、いかなる場合にも安定した調達活動ができるよう、サプライチェーンの強化、改善および在庫の適性化等を常に行っています。

また、2021年6月期から始めた新たな取り組みとして、主要取引先様に対する「事業継続体制調査に関するご協力のお願ひ」のアンケートを実施しています。これにより、サプライチェーン全体におけるBCP体制の構築に役立てていきたいと考えています。

⑤従業員教育

購買部署は、下請代金支払遅延等防止法(取適法)の知識、理解を深めるとともに法令遵守として公正取引委員会・中小企業庁が主催する講習会に参加しています。

社員教育につきましては、全管理職を対象とした研修に加え、購買部署などの関係する専門部署には下請法(取適法)の詳細を理解、周知するための社内教育を実施しています。

